

岩手県監査委員告示第7号

監査結果の公表（平成28年岩手県監査委員告示第46号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年2月7日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 岩手県立盛岡農業高等学校

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成28年9月29日

(2) 本監査実施日 平成28年10月17日

3 監査結果の公表の日 平成28年12月6日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
動物の売払いに当たり、調定を行っていないものが1件、43,420円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	調定を行っていないものについては、平成28年10月14日に調定を行った。 今後は、組織的なチェック体制を強化し、再発防止に努めることとした。